

奨学金貸与審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項の規定により設置する「奨学金貸与審査会」（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、規則第2条の規程により、次のとおりとする。

(1) 奨学生の選考その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、規則第2条第2項の規定により、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は教育部長、副委員長は教育部次長をもって充てる。

2 委員は、規則別表により、学識経験者及び健康福祉部次長をもって充て、学識経験者については、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 公立高等学校における識見を有する者

(2) 私立高等学校における識見を有する者

(3) 大学における識見を有する者

(4) 学校教育関係における識見を有する者

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員外の識見を有する者に意見を求めることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。